

厚生年金保険関係事案をめぐる状況について

1 厚生年金保険関係事案全般について

(1) 厚生年金保険関係事案に係るあっせんの状況

期間	あっせん件数 (件)	訂正不要件数 (件)	合計 (件)
19. 6. 22～ 20. 3. 31	426	935	1, 361
20. 4. 1～ 20. 9. 30	3, 486	4, 945	8, 431
20. 10. 1～ 21. 3. 31	5, 120	8, 813	13, 933
21. 4. 1～ 21. 9. 30	7, 938	7, 559	15, 497
21. 10. 1～ 22. 3. 31	11, 448	9, 039	20, 487
22. 4. 1～ 22. 9. 30	10, 597	8, 941	19, 538
平成 22 年 9 月末までの 累計	39, 015	40, 232	79, 247

(注)

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律
(以下「厚生年金特例法」という。)の施行状況に関する報告(以下「国会報告」という。)等から作成。
国会報告は、厚生年金特例法第 15 条に基づき、おおむね 6 ヶ月に 1 回年金記録の訂正のあっせんを行ったものについての同法の施行状況について報告するものとされている。直近の国会報告は本年 1 月である。
- 2 厚生年金保険関係事案には脱退手当金事案を含む(以下同じ)。

(2) 厚生年金保険関係事案に係る根拠法別のあつせん件数

期間	厚生年金保険関係事案に係るあつせん件数 (件)	根拠法別のあつせん件数	
		厚生年金保険法に係るあつせん件数 (件)	厚生年金特例法に係るあつせん件数 (件)
19. 6. 22 ～ 20. 3. 31	426	118	310
20. 4. 1 ～ 20. 9. 30	3, 486	305	3, 193
20. 10. 1 ～ 21. 3. 31	5, 120	1, 080	4, 090
21. 4. 1 ～ 21. 9. 30	7, 938	1, 550	6, 526
21. 10. 1 ～ 22. 3. 31	11, 448	2, 448	9, 226
22. 4. 1 ～ 22. 9. 30	10, 597	1, 912	8, 933
平成 22 年 9 月 末までの累計	39, 015	7, 413	32, 278

(注)

1 国会報告から作成。一つのあつせんが厚生年金保険法と厚生年金特例法の両方の法律に係るものについては、厚生年金保険関係事案に係るあつせん件数においては1件と計上し、法律別の内訳においては、それぞれに計上している。

2 厚生年金特例法は、平成 19 年 12 月 19 日に公布施行された。

2 厚生年金特例法の施行状況

(1) 厚生年金特例法による事業主の保険料納付義務履行の有無別事案件数

期間	厚生年金特例法に係るあっせん件数 (件)	左記あっせんのうち事業主が保険料納付義務を履行しなかったと認められる事案件数 (件)	左記あっせんのうち事業主が保険料納付義務を履行したかどうか明らかなでないと認められる事案件数 (件)
19. 6. 22～20. 3. 31	310	201	115
20. 4. 1～20. 9. 30	3, 193	2, 742	489
20. 10. 1～21. 3. 31	4, 090	3, 473	670
21. 4. 1～21. 9. 30	6, 526	5, 604	999
21. 10. 1～22. 3. 31	9, 226	7, 951	1, 411
22. 4. 1～22. 9. 30	8, 933	7, 609	1, 471
平成 22 年 9 月末までの累計	32, 278	27, 580	5, 155

(注)

- 1 国会報告から作成。
- 2 一つのあっせんが二つの事案に該当するものについては、それぞれの事案に計上している。
- 3 事業主が保険料納付義務を履行しなかったと認められる事案の場合、事業主が特例納付保険料の納付勧奨に応じなかった場合には、当該事業主の氏名又は名称を公表することとされている。(厚生年金特例法第 3 条)

(2) 厚生年金特例法における納付勧奨の状況

○ あっせん事案件数と納付勧奨件数について

期間	厚生年金特例法に係るあっせん件数 (件)	事業主に対して保険料納付を勧奨した件数 (件)
19. 6. 22～20. 3. 31	310	295
20. 4. 1～20. 9. 30	3, 193	2, 947
20. 10. 1～21. 3. 31	4, 090	3, 258
21. 4. 1～21. 9. 30	6, 526	3, 190
21. 10. 1～22. 3. 31	9, 226	6, 868
22. 4. 1～22. 9. 30	8, 933	6, 086
平成 22 年 9 月末までの累計	32, 278	22, 644

(注) 国会報告から作成。

○ 納付勧奨件数と納付申出件数について

期間	事業主に対して保険料納付を勧奨した件数 (件)	事業主が保険料納付を申出した件数 (件)
19. 6. 22～20. 3. 31	295	248
20. 4. 1～20. 9. 30	2, 947	2, 723
20. 10. 1～21. 3. 31	3, 258	1, 975
21. 4. 1～21. 9. 30	3, 190	2, 942
21. 10. 1～22. 3. 31	6, 868	6, 057
22. 4. 1～22. 9. 30	6, 086	5, 133
平成 22 年 9 月末までの累計	22, 644	19, 078

(注) 国会報告から作成。

(3) 厚生年金特例法における国庫納付の状況について

- 厚生年金特例法の施行状況に関する国会報告によれば、国庫負担状況は平成 22 年 9 月末までの累計で件数 13 件金額 8, 753, 197 円となっている。

3 ねんきん定期便について（日本年金機構HPより）

（1）趣旨

- 「ねんきん定期便」は、これまでの年金加入記録を確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金に関する情報を定期的にお送りするもの。

（3）実施時期

- 平成21年度から開始されたが、（4）の内容となったのは平成22年度からである。

（3）対象者

- 「ねんきん定期便」は、国民年金及び厚生年金の被保険者に、毎年誕生月に送付される。（1日生まれの被保険者に対しては、誕生月の前月に送付される。）

（4）内容

- 被保険者の年齢に応じて、次のようになっている。
 - ・ 35歳、45歳及び58歳（節目年齢）の被保険者の場合
これまでの公的年金（共済を除く。）のすべての加入記録
 - ・ 上記以外の年齢の被保険者の場合
直近一年間の加入記録（共済を除く。）
※ 具体的内容は別添参照。

「ねんきん定期便」をお送りいたします。

【同封物】

- ・ねんきん定期便
- ・最近の月別状況です
 - ※なお、35歳・45歳・58歳の節目年齢時には、これまでの全期間の
 - ・厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です
 - ・これまでの国民年金保険料の納付状況ですをお送りいたします。
- ・(参考)将来の年金見込額をご自分で試算できます。
- ・「ねんきん定期便」パンフレット
- ・年金加入記録回答票、返信用封筒
 - 年金記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、こちらの回答票でお申し出ください。

ねんきん定期便

50歳未満(節目年齢以外)の方用

内容に関するご照会は
「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ！
TEL 0570-058-555
※一部のIP電話及びPHSからは
「03-6700-1144」にお電話ください。



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

～日本年金機構設立のお知らせ～

社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

この「ねんきん定期便」は、昨年あなた様へ送付したこれまでの記録に続き、本年も加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にお送りしております。

お知らせした年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の年金加入記録回答票にてお知らせください。

また、前年の「ねんきん定期便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、日本年金機構がお調べしておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されておられません。調査が終了しましたら、日本年金機構から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

基礎年金番号

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日
時点の年金加入記録に基づき作成されております。

(基礎年金番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

※ このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 これまでの加入実績に応じた年金額

(※これまでの加入実績に応じた年金額が出力されていない場合は、パンフレットの3ページをご覧ください。)

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【老齢基礎年金+老齢厚生年金】	(年額)	円

◆上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 円になります。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【国民年金・厚生年金保険合計】	(累計額)	円

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。

※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

(ねんきん定期便に関するご質問・お問い合わせ先)

わからないことや疑問な点があれば



『ねんきん定期便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555

- ※ 一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。
- ※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合う場合がございます。
- ※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- ※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

(受付時間) 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
(なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

◆インターネットによる年金個人情報提供サービスについて

日本年金機構ホームページから、ユーザID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

～日本年金機構設立のお知らせ～

社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

- 日本年金機構は、廃止された社会保険庁から年金業務を引き継ぎ、平成22年1月以降、厚生労働大臣の監督の下に業務運営を担うこととされています。
- 日本年金機構の設立と同時に『社会保険事務所』は『年金事務所』に変わりました。

最近の月別状況です

※ このお知らせの見方は、裏面の解説をご覧ください。

今回お知らせする加入状況は、
平成 年 月 から平成 年 月までの期間を
平成 年 月 日時点の情報で作成しています。

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

[illegible]

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されている場合がありますのでご容赦ください。

③「国民年金納付状況」について

表 示	説 明
納付済	国民年金保険料を納めている期間の表示です。(国民年金保険料が免除された後に追納した場合も含みます。)
未 納	国民年金保険料を納めていない期間の表示です。 (作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては「未納」と表示される場合があります。)
3号納付	国民年金第3号被保険者である期間の表示です。
全額免除	国民年金保険料の納付が全額免除されている期間の表示です。
半額免除	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、残りの半額の保険料を納めている期間の表示です。
半額未納	国民年金保険料の納付が半額免除されているが、残りの半額の保険料を納めていない期間の表示です。※
3/4免除	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めている期間の表示です。
3/4未納	国民年金保険料の納付が3/4免除されているが、残りの1/4の保険料を納めていない期間の表示です。※
1/4免除	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めている期間の表示です。
1/4未納	国民年金保険料の納付が1/4免除されているが、残りの3/4の保険料を納めていない期間の表示です。※
学生特例等	学生納付特例又は若年者納付猶予が認められている期間の表示です。
付 加	付加保険料を納めている期間の表示です。

※「未納」のほか、「半額未納」、「3/4未納」、「1/4未納」については、未納期間です。

④「厚生年金保険」について

〔お勤め先の名称等について〕

勤務した会社(事業所)名を表示しています。なお、船員保険の場合は、船舶所有者名を表示しています。

〔標準報酬月額・標準賞与額について〕

事業主からの届出に基づき決定した標準報酬月額・標準賞与額を表示しています。

・標準報酬月額… 納めていただく保険料額の計算の基とするためのもので、給与の平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。

この標準報酬月額は、毎年、一定の時期の報酬をもとに定期的に決め直されます。

標準報酬月額の対象となる報酬は、賃金、給料、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対償として事業主より受け取るすべてのもの(所得税、住民税の控除前)となります。

現在は、給与の平均を9万8千円(下限)から62万円(上限)の範囲で区分され(年度によって異なります)、下限を下回る場合は9万8千円、上限を上回る場合は62万円として、それぞれ決定しております。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)でご確認ください。

・標準賞与額… 賞与から納めていただく保険料の計算の基とするためのもので、賞与額(千円未満の端数を切り捨てたもの)に基づいて決定します。なお、賞与1回あたり、150万円の上限が設定されており、上限額を超える賞与額であっても、150万円として決定されます。

〔保険料納付額について〕

標準報酬月額に保険料率を乗じ、事業主と被保険者で折半した保険料額を表示しています。

なお、平成7年4月より、育児休業期間中は保険料(本人負担分)が免除されておりますので、保険料納付額には含まれておりません。

⑤「国民年金」について

⑤欄は、国民年金加入月数の内訳を表示しています。納付済月数には今年度分を前納していただいた月数も含みます。

3/4免除、半額免除及び1/4免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数が計上されます。

学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで一定の時間を要するため、作成日時点では「未納」に計上されている場合があります。

⑥「厚生年金保険」⑦「船員保険」について

⑥欄は、厚生年金保険加入月数、⑦欄は、船員保険加入月数を表示しています。

8「年金加入期間合計」について

⑧欄は、年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示しています。

作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。